

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

人吉市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

熊本県人吉市長

公表日

令和4年4月4日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

事務の名称	国民健康保険に関する事務
事務の概要	<p>人吉市は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>国民健康保険 資格事務 国民健康保険 被保険者証、高齢受給者証、限度額適用・標準負担額減額認定証等交付事務 国民健康保険 保険給付事務 国民健康保険 第三者行為損害賠償請求、不当利得、不正利得収納業務 保健事業 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、期間別符号の取得等事務(以下、「オンライン資格確認の準備事務」という。)</p>
システムの名称	Acrocity、国保情報集約システム、国保総合システム、中間サーバー、特定健診等データ管理システム

2. 特定個人情報ファイル名

国民健康保険情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>番号法 第9条第1項、別表第一 第30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府、総務省令第5号) 第24条 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項</p>
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>< 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
法令上の根拠	<p>1 情報の提供 (1) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、106の項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条 (3) 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年人吉市条例第32号)第4条第2項 別表第2 3、4、5、6、8、20、21、22、25、26、30、31、33、34、37、40、41、42、43、44、46、47、50、51の項</p> <p>2 情報の照会 (1) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 42、43の項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第25条、第25条の2 (3) 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年人吉市条例第32号)第4条第2項 別表第2 36の項</p> <p>3 オンライン資格確認の準備業務 (1) 番号法附則第6条第4項 (2) 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項</p>

5. 評価実施機関における担当部署

部署	市民部市民課
所属長の役職名	市民課長

6. 他の評価実施機関

--	--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	人吉市役所 市民部 市民課 国保年金係 〒868-8601 熊本県人吉市西間下町118番地1 0966-22-2111 (代表) 人吉市役所 総務部 総務課 法制係 〒868-8601 熊本県人吉市下城本町1578番地1 0966-22-2111 (代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	人吉市役所 市民部 市民課 国保年金係 〒868-8601 熊本県人吉市西間下町118番地1 0966-22-2111 (代表)

しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]
いつ時点の計数か	令和4年2月28日 時点
< 選択肢 > 1) 1,000人未満 (任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
いつ時点の計数か	令和4年2月28日 時点
< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満	
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし	

しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		< 選択肢 > 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月30日	！ 関連情報：3. 個人番号の利用：法令上の根拠	番号法 第9条第11項、別表第一 第30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府、総務省令第5号) 第24条	番号法 第9条第11項、別表第一 30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府、総務省令第5号) 第24条	事後	
平成30年1月30日	！ 関連情報：4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携：法令上の根拠	番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 別表第二 第1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、106の項 (別表第二における情報照会の根拠) 別表第二 第27、42、43、44、45の項	1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報の照会) 42、43の項(情報の提供) 1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、106の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(情報の照会) 第25条、第25条の2(情報の提供) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条 3 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年人吉市条例第32号)第4条第2項 別表第2(情報の照会) 36の項(情報の提供) 3、4、5、6、8、20、21、22、25、26、30、31、33、34、37、40、41、42、43、44、46、47、50、51の項	事後	
平成30年1月30日	！ 関連情報：5. 評価実施機関における担当部署・所属長	保険年金課長 中村 光宏	保険年金課長 村口 憲彦	事後	
平成30年1月30日	！ 関連情報：7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求・請求先	人吉市役所 市民部 保険年金課 国保年金係 千868-8601 熊本県人吉市麓町16番地 0966-22-2111(代表) 人吉市役所 総務部 総務課 法制係 千868-8601 熊本県人吉市麓町16番地 0966-22-2111(代表)	人吉市役所 市民部 保険年金課 国保年金係 千868-8601 熊本県人吉市西間下町118番地1 0966-22-2111(代表) 人吉市役所 総務部 総務課 法制係 千868-8601 熊本県人吉市下城本町1578番地1 0966-22-2111(代表)	事後	
平成30年1月30日	！ 関連情報：8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ・連絡先	人吉市役所 市民部 保険年金課 国保年金係 千868-8601 熊本県人吉市麓町16番地 0966-22-2111(代表)	人吉市役所 市民部 保険年金課 国保年金係 千868-8601 熊本県人吉市西間下町118番地1 0966-22-2111(代表)	事後	
平成30年1月30日	しきい値判断項目：1. 対象人数：いつ時点の計数か	平成27年4月30日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	
平成30年1月30日	しきい値判断項目：2. 取扱者数：いつ時点の計数か	平成27年4月30日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	
令和1年5月31日	！ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務システム名称	Acrocity	Acrocity、国保情報集約システム	事後	
令和1年5月31日	！ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 所属長の役職名	保険年金課長 村口憲彦	保険年金課長	事後	様式変更によるもの
令和1年5月31日	しきい値判断項目：1. 対象人数：いつ時点の計数か	平成30年1月1日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	しきい値判断項目：2. 取扱者数：いつ時点の計数か	平成30年1月1日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	リスク対策	-	(新設)	事後	様式変更によるもの
令和2年3月6日	！ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務事務の概要	人吉市は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 国民健康保険 資格事務 国民健康保険 被保険者証、高齢受給者証、限度額適用・標準負担額減額認定証等交付事務 国民健康保険 保険給付事務 国民健康保険 第三者行為損害賠償請求、不当利得、不正利得収納業務	人吉市は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 国民健康保険 資格事務 国民健康保険 被保険者証、高齢受給者証、限度額適用・標準負担額減額認定証等交付事務 国民健康保険 保険給付事務 国民健康保険 第三者行為損害賠償請求、不当利得、不正利得収納業務 保健事業 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、期間別符号の取得等事務(以下、「オンライン資格確認の準備事務」という。)	事前	オンライン資格確認の準備に伴うもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月6日	関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務システム名称	Acrocity、国保情報集約システム	Acrocity、国保情報集約システム、国保総合システム、中間サーバー、特定健診等データ管理システム	事後	
令和2年3月6日	関連情報3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法 第9条第1項、別表第一 第30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府、総務省令第5号) 第24条	番号法 第9条第1項、別表第一 第30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府、総務省令第5号) 第24条 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	事前	オンライン資格確認の準備に伴うもの
令和2年3月6日	関連情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報の照会) 42、43の項(情報の提供) 1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、106の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報の照会) 第25条、第25条の2 (情報の提供) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条 3 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年人吉市条例第32号)第4条第2項 別表第2 (情報の照会) 36の項 (情報の提供) 3、4、5、6、8、20、21、22、25、26、30、31、33、34、37、40、41、42、43、44、46、47、50、51の項 5	1 情報の提供 (1)番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、106の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条 (3)人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年人吉市条例第32号)第4条第2項別表第2 3、4、5、6、8、20、21、22、25、26、30、31、33、34、37、40、41、42、43、44、46、47、50、51の項 2 情報の照会 (1)番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 42、43の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第25条、第25条の2 (3)人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年人吉市条例第32号)第4条第2項 別表第2 36の項 3 オンライン資格確認の準備業務 (1)番号法附則第6条第4項 (2)国民健康保険法第113条の3 第1項及び第	事前	オンライン資格確認の準備に伴うもの
令和2年3月6日	しきい値判断項目:1. 対象人数:いつ時点の計数か	平成31年3月31日	令和2年3月2日	事後	
令和2年3月6日	しきい値判断項目:2. 取扱者数:いつ時点の計数か	平成31年3月31日	令和2年3月2日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月23日	関連情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>1 情報の提供 (1) 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、106の項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条 (3) 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年人吉市条例第32号)第4条第2項 別表第2 3、4、5、6、8、20、21、22、25、26、30、31、33、34、37、40、41、42、43、44、46、47、50、51の項</p> <p>2 情報の照会 (1) 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 42、43の項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第25条、第25条の2 (3) 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年人吉市条例第32号)第4条第2項 別表第2 36の項</p> <p>3 オンライン資格確認の準備業務 (1) 番号法附則第6条第4項 (2) 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第</p>	<p>1 情報の提供 (1) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、106の項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条 (3) 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年人吉市条例第32号)第4条第2項 別表第2 3、4、5、6、8、20、21、22、25、26、30、31、33、34、37、40、41、42、43、44、46、47、50、51の項</p> <p>2 情報の照会 (1) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 42、43の項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第25条、第25条の2 (3) 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年人吉市条例第32号)第4条第2項 別表第2 36の項</p> <p>3 オンライン資格確認の準備業務 (1) 番号法附則第6条第4項 (2) 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第</p>	事後	
令和4年4月1日	関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 部署	市民部保険年金課	市民部市民課	事後	
令和4年4月1日	関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 所属長の役職名	保険年金課長	市民課長	事後	
令和4年4月1日	関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	人吉市役所 市民部 保険年金課 国保年金係	人吉市役所 市民部 市民課 国保年金係	事後	
令和4年4月1日	関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	人吉市役所 市民部 保険年金課 国保年金係	人吉市役所 市民部 市民課 国保年金係	事後	
令和4年3月23日	しきい値判断項目: 1. 対象人数: いつ時点の計数か	令和2年3月2日	令和4年2月28日	事後	
令和4年3月23日	しきい値判断項目: 2. 取扱者数: いつ時点の計数か	令和2年3月2日	令和4年2月28日	事後	